## 令和3年度第3回動物医薬品検査所入札等監視委員会 審議概要

令和4年3月31日

開催日及び場所				令和3年12月16日(木)web会議開催		
委員				下山 慶太 (公認会計士) 小松 正道 (弁護士) 大藤 淑子 (税理士)		
審議対象期間				令和3年7月1日 ~ 令和3年9月30日		
審議対象案件				3件 うち1者応札案件1件		
抽出案件				3件 うち1者応札案件1件 (抽出率100%)(抽出率100%)		
抽出案件內訳	工事	一般競争		0件		
			公募型指名競争			
		別兄	工事希望型競争			
			その他の指名競争			
		随意契約				
	業務	一般競争		0件		
			公募型競争			
		別先	簡易公募型競争			
			その他の指名競争			
		1 12	公募型プロポーザル			
			簡易公募型プロポーザル			
			標準型プロポーザル			
			その他の随意契約			
	物 品・ 役務 等	一般競争		3件 うち、1者応札案件1件		
		指 名 競 争				
		随意契約(企画競争・公募)		2.01		
		随意契約(その他) 事項)		0件		
	(13 #L 7 - X)		)			
				意見・質問	回答等	
				(詳細に記述すること。) (詳細に記述	<b>☆すること。)</b>	
委員からの意見・質問、それに対する回答等						
				別紙のとおり 別紙のと	おり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				  ・ 特段意見なし		
				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
女兵式による応光システ入は動日シバ1台			元·0元十八(4) 日·07 1日			
[これらに対し部局長が講じた措置]						

事務局: (注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。 (注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

意見·質問 回答等

1 薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会及び各種調査会における審査資料等の電子化システム運用保守業務

落札業者と契約したが、業務に必要な経費が 見積もりに入っていなかったため9月末を もって契約解除となったという事か。

入札説明書のどの部分となるか。

調達仕様書には製品のサポートについては受注者負担と明記されているにもかかわらず、必要は経費を見積もっていなかったという事か。仕様書の文言見る限りは受注者負担とあるため、契約不履行ではないかと思われるが、そのような話はあったのか。

損害賠償請求等は今後の検討等はどのような 状況か。

当初の契約と、契約解除後に新たな業者との契約を比較した場合、どの程度の差額が発生する予定か。

他の類似案件で損害賠償をした例はあるか。

会議開催時期のため契約を打ち切って再入札 にかける事はいたしかたない判断であるとは 思うが、請負契約であるため損害賠償等きち んと対応すべきかと思う。

入札額が低い場合は注意が必要ではないか。

入札である以上、低い金額を提示した業者が 落札するのは当然かと思うがきちんと履行し てもらわないといけない。また、履行できな い場合、能力的に出来ない場合と見積もるべ き金額を見積もっていなかった場合があると 思う。こちらの条件を提示しできるとして来 札しているため、できなかった場合はペナル ティが必要かと思う。今回の様に契約解除に 至った場合、どちらに帰責性があったのか検 討すべきかと思う。

- 2 令和3年度分析機器等点検等業務 特になし
- 3 令和3年度動物医薬品関係文献調査請負業務 今回1者入札前年度と同じ業者か。

業務内容は専門的なのか。

4 全体を通して(総評)

案件1の対応については、各委員のコメント 等踏まえてご検討ください。 資料を閲覧するためのソフトウェアの保守サポート経費は業者が負担する仕様になっていたが、落札業者によれば、動物医薬品検査所で負担すべき費用と解釈していたため見積もっていなかったとの説明であった。

調達仕様書3(2)ウの記載部分。

契約不履行となる旨協議を進めたが協議は難航した。審議会は定時での開催が必要でありこれ以上業務を止めておくことができず、やむなく契約解除となった。

現時点では何も決まっていない。

保守サポート経費は月額20~25万円程度、その月数 分が差額として追加発生する予定。

当所では同様の例はない。

損害賠償請求については今後検討していきたい。

会計法の規定中に低価格の排除があり、履行できるか調査する規定もあるが、今回の場合はそれには該当していなかった。そのため必然的に最低落札方式にならざるを得なかった。システム関係の業務のため、事前に業者と入札の内容のやりとりをしてはいたが認識の違いで今回のような事態となってしまった経緯がある。

今後検討していきたい。

3年間同じ業者となっており、それより前は入札ではなかった。

専門的な業務では無い。